

「国民年金基金」で

国民年金にゆとりをプラス

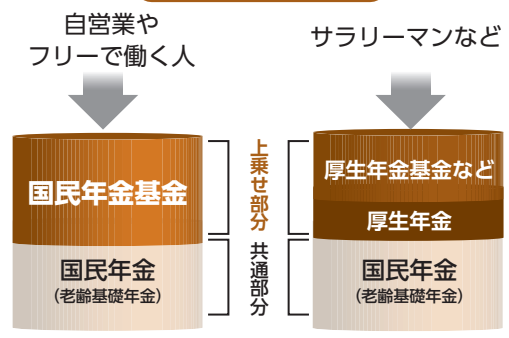
国民年金基金は、自営業など
の人がゆとりある老後を過ごす
ことができるように、国民年金
に上乗せの給付を行う制度です。

制度の仕組み

加入条件

- 1口から加入できます。掛け金は加入時の年齢や性別で決まります。1か月の掛け金が68、000円以内なら何口でも加入できます。
 - 受け取る年金月額額は、35歳までに加入した人で、1口目は20、000円、2口目以降は1口当たり10、000円です。
 - 掛け金は、全額社会保険料控除の対象となります。
- ① 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者で保険料を納めている。
- ② 60歳以上65歳未満で、国民年金に任意加入して保険料を納めている。

上乗せ給付の仕組み



〈注意事項〉

- 次の人は加入できません。
● 国民年金保険料の免除や猶予などを受けている人
● 海外に居住し、国民年金に任意加入している人
● 農業者年金に加入している人
● 付加年金に加入している人

申し込み・問い合わせ先

千葉県国民年金基金
☎ 043・221・6370
☎ 0120・654192

市税・保険料・使用料など

納付は期限内に

市が実施しているさまざまな行政サービスは、皆さんの納付の積み重ねによって成り立っています。昨今の厳しい経済状況の中でも、ほとんどの人は納期限内に納付をしています。

納期限内に納付しましょう

市税や保険料など市への納付金は、納期限内での自主納付が原則です。督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、差し押さえなどの滞納処分の対象となります。

「住宅ローンがあるから払えない」「車のローンがあるから払えない」などは、決して滞納の理由になりませんし、納付義務を免れるものでもありません。税金の納付は、借金を含む全ての債務に優先されると、地方税法で定められています。

納付に困ったときは相談を

病気や失業、災害、生活困窮などのやむを得ない事情により、納期限内の納付が困難になった場合は、納付計画などの相談に応じています。早めに担当課に相談してください。また多重債務などで困っている人は、旭市消費生活センターに相談してください。

納付は口座振替で

市では、口座振替による納付を原則化しています。現在、市税・保険料・各種使用料などを納付書で納めている人は、便利で納め忘れのない口座振替への切り替えに協力してください。

【問い合わせ先一覧】

主な債権の種別など		問い合わせ先
強制徴収公債権	市税・国民健康保険税	税務課収税班 (☎62-5322)
	後期高齢者医療保険料	保険年金課高齢者医療年金班 (☎62-5882)
	保育料	子育て支援課保育班 (☎62-5313)
	介護保険料	高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)
	下水道受益者負担金・使用料	下水道課管理班 (☎62-5357)
非強制徴収公債権	農業集落排水処理施設使用料	農水産課農業基盤整備班 (☎68-1173)
私債権	裁判所に申し立てをすれば、差し押さえなどの強制執行ができる	市営住宅家賃 財政課管財営繕班 (☎62-5315)
		学校給食費 旭市第一学校給食センター (☎62-0366) 旭市第二学校給食センター (☎55-2246)
		放課後児童クラブ受託料 学校教育課学務班 (☎55-5724)
		水道料金 水道課業務班 (☎63-9180) 旭市水道お客様センター (☎63-8881)
多重債務に関する相談		旭市消費生活センター (☎62-8019) ※午前9時～午後4時